

## 事業者殿

一般社団法人 山口県労働基準協会岩国支部

## 低圧電気取扱業務特別教育(学科課程)開催のご案内②

労働安全衛生規則第36条に義務づけられております特別教育のうち、第4号の「低圧（対地電圧50ボルトを超え、直流にあつては750ボルト以下、交流にあつては600ボルト以下の電圧）電気の取扱いの業務」に係る特別教育を下記により実施いたしますので、当該業務従事者で特別教育が未実施の方の受講についてご配慮いただきますよう、お願い並びにご案内をいたします。

## 記

- 開催日時 令和7年1月10日（金）
- 開催場所 東洋紡(株)岩国事業所 体育館2階（岩国市灘町1番1号）  
会場に灰皿は有りません。喫煙される方は携帯灰皿をご持参下さい。
- 教育時間割 ※注意事項説明を行いますので8:20迄にご集合下さい。

時間	科目	講習時間
8:20～8:30	※注意事項説明	15分
8:30～9:30	低圧の電気に関する基礎知識	1時間
9:40～11:50	低圧の電気設備に関する基礎知識	2時間
12:30～13:30	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	1時間
13:40～15:50	低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	2時間
16:00～17:00	関係法令	1時間

- 受講料 会員 7,700円（税込み）非会員 9,900円（税込み）
- テキスト代 「低圧電気取扱者安全必携」 770円（税込み）
- 受講定員 40名（定員になり次第締め切らせていただきますのでご了承ください。）
- 申込期限 令和7年1月6日（月）※定員未達の場合
- 申込方法 別紙申込書（受講票）に所要事項を明確に記入し、受講料及びテキスト代を添えて当支部までお申し込みください。  
\* 受講を中止・欠席された場合は、既納の受講料は返戻できません。
- 申込先 〒740-0004 岩国市昭和町2丁目5-5（和光昭和町レジデンス1F）  
Tel: 0827-21-4403 fax: 0827-21-4402  
（一社）山口県労働基準協会 岩国支部  
※都合により留守にしていることが有ります。  
ご来訪前にお電話でご確認されることをお奨め致します。

## 10. 修了証明書

この特別教育は規程上、学科教育と実技教育が行われるものですが、今回の教育は学科教育（7時間）のみ行います。したがって、修了者には学科教育のみの「特別教育修了証（学科課程）」を交付し、事業者には「特別教育修了証明書」を発行いたしますが実技教育（7時間（開閉器の操作のみは1時間））については事業者の責任において実施いただくこととなりますので、ご承知おき願います。

## 11. 注意事項

- (1) 受講申込受理後、受講票を発行しますので、講習当日受付に提示し必ず検印を受けてください。
- (2) 開講15分前までに集合し、受講の際は講習係員の指示に従ってください。
- (3) 本教育は法定の必要時間行われるもので、遅刻、早退等があった場合、修了証を交付できません。
- (4) 講習会場の近くには、コンビニはありません。予め昼食を持参ください。

## 東洋紡(株)岩国事業所 体育館2階 案内図



### 【喫煙場所について】

東洋紡会場の喫煙場所は体育館横（玄関に向かって左側）のみです。  
場所のみの提供で灰皿はありません。各自で携帯灰皿をご持参下さい。  
吸い殻のポイ捨て、空き缶等に入れて放置等は絶対にしないで下さい。  
ルールを守れない方がいると今後喫煙場所の撤去の可能性も有りますので  
ご協力をお願いします。

当日用緊急連絡先 080-1189-2613

